考えよう 教育の今 子どもたちの未来
教育委員会だより

7月12日㈭13時30分から教育委員会が開催され、市内小中学校の適正規模・適正配置について研究協議がなされました。「学校の規模」についての文部科学省の考えについて紹介します。

（文部科学省　初中教育ニュース（初等中等教育局メールマガジン）第44号より）

2006年12月15日〔教育制度改革室〕

教育における国と地方の役割（学校統廃合）

読者の皆さんの学校は家から遠いでしょうか？それとも近いでしょうか？

子どもたちの数は多いでしょうか？それとも少ないでしょうか？

今回は「学校の規模」に焦点をあてます。学校の規模は、どのように国と地方の役割分担の中で決定されているのか。そして今後の展開はどうなっていくのかについてみてみましょう。

(1)学校の規模の現状

まず、現在の学校の規模は、どのくらいなのでしょうか？

第2次ベビーブームのピーク（昭和53年）の学級規模別の小中学校数と現在の校数を比較してみると、小中学校ともに19学級以上の大規模校は大幅に減少しましたが、一方で、6～11学級の小規模校が増えている傾向にあります。

(2)学校規模における国と地方の役割分担

まず、公立小・中学校の設置・廃止は、学校を設置する市区町村の判断に基づいて行われるものであり、それぞれの地域の実情に応じて適切に行われることが重要です。他方、国は教育の機会均等などを達成するため、法令で次のような定めをしています。

・義務教育は、市区町村に設置義務を課す（学教法29条）

・学級規模の適正化のため、教職員定数の標準を示す（義務標準法など）

また、学校の規模や通学距離については、以下の通り、市区町村が学校の規模を最も適当な大きさ（以下学校規模の適正化）とする際の一定の目安を示しています。

○学校規模

12学級以上18学級以下を標準とすること（昭和31年文部事務次官通達）

（学校教育法施行規則 第17条 昭和33年条文化）

○通学距離

児童生徒の通学距離は、通常の場合、小学校児童にあっては、4キロメートル、中学校生徒にあっては6キロメートルを最高限度とすることが適当（昭和31年文部事務次官通達）

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条昭和33年制定）

文部科学省は、これまでこうした目安を示しつつ、地域の実情に応じた対応をして頂くため、

・教育の効果を考慮し、土地の実情に即して実施すること

・将来の児童生徒数の増減の動向を考慮して計画的に実施すること

・住民に対する啓発について特に意を用いることなどをお願いしてきました。

（例：昭和48年の通知）

(3)今後の適正な学校規模のあり方

学校統廃合の目的は、国主導による地方財政の立て直しのためではありません。まずは友だちがたくさん欲しいといった、子どもたちの希望をかなえることなど、まさに教育環境・条件の整備がその目的です。そして、その様な観点から、今後も市区町村が主導して教育環境の改善を行い、次世代の学校ひいてはまちづくりを進めていくことが重要です。

「小・中学校は地域の教育機関であり、その設置・廃止は市区町村の判断である」とされてきたこともあって、これまで一般的な指導はあったものの学校規模の適正化について情報・具体的な行政実例などを集めてこなかった側面があることは否めません。また、市区町村においても、先進的な取組を行っている所がある一方、課題意識が醸成されていない地域もあり、進度は様々です。

しかし、現在、児童生徒数は減少を続けており、さらなる学校の小規模化が進んでいます。文部科学省は、今まで示してきた基本的枠組みなどを改めて見直すとともに、市区町村・都道府県、地域の方々が、教育環境改善のため互いに協力できる条件・ルールづくりが求められています。また、小・中学校の学校規模の適正化や過疎地等における義務教育の基盤整備の在り方、新たな時代における新しいタイプの学校のありかた等について、研究し、知見を集積する必要もあります。

9月号では新たな時代における新しいタイプの学校のありかた等について紹介します。

8月は**夏の青少年健全育成強調月間**です。家庭や地域社会で一体となり、青少年の豊かな人間性を育む取り組みを推進しましょう。

次回の定例教育委員会は、8月2日㈭9時から、第3委員会室（市役所2階）で開催します。自由に傍聴できます。

各課への問い合わせは、直通電話をご利用ください。

総務部	経営統括室	
	企画経営係	☎75-2116
	広報統計係	
	電子自治体係	☎75-2114
	総務課	☎75-2112
	秘書係	☎75-2115
	市史編さん係	☎75-2714
	財政課	☎75-2118
	税務課	
	課税係	☎75-2126
	納税係	☎75-6115
	地籍調査係	☎75-2176
くらし部	経営統括室	☎75-2113
	市民生活課	
	市民係・国保年金係	☎75-6116
	生活環境係	☎75-6117
	清掃センター	☎75-3001
	福祉健康課	
	社会福祉係	☎75-6118
	高齢・障害者福祉係	☎75-4823
	健康増進係	☎75-3355
	人権・同和対策課	
	人権・同和対策係	☎75-4824
まちづくり部	経営統括室	☎75-2132
	産業振興課	
	農政係	☎75-4825
	商工観光係 企業誘致推進係	☎75-2117
	建設整備課	☎75-4826
	下水道係	☎75-2179
	都市計画課	
	都市・住宅係	☎75-4827
	街づくり係	☎75-3170
市立病院	管理係	☎75-2105
会計課		☎75-6114
水道課		☎75-3003
議会事務局		☎75-4828
監査委員事務局		☎75-4830
農業委員会事務局		☎75-4831
選挙管理委員会事務局		☎75-4829
市立図書館		☎75-2233
中央公民館		☎74-3241
教育委員会事務局		
	教育統括室	☎75-3450
	学校教育課	☎75-2227
	生涯学習課	☎74-3241